

## 国際支援活動助成制度のご案内

一般社団法人 日本義肢装具士協会

「国際支援活動助成」は、本会の公益目的事業の一つで、国外の自然災害や紛争によつて障害を負った人々への義肢装具に関連する支援を目的としています。

### 【助成条件】

- (1) 申請者が主体となる活動であること。
- (2) 営利活動・宗教・政治活動と関連しないこと。
- (3) 申請者は義肢装具士免許取得後 3 年以上経過していること。
- (4) 原則として、申請者に対する助成は 1 事業年度中に 1 回とする。事業年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで\*の期間である。
- (5) 対象となる活動は、申請の翌事業年度から開始し、同事業年度内に終結すること。

\*公益法人移行後は、事業年度が「5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日まで」となります。

### 【申請受付期間】

毎事業年度～8月末

### 【助成金額】

助成金額の総額は原則として 1 事業年度あたり 50 万円を上限とする。ただし、複数の申請者がある場合には、その活動内容を勘案して分割することがある。

### 【その他の詳細】

「国際支援活動助成制度に関する規定」および「助成制度関連書式」を本会ホームページからダウンロードできます。確認ください。

### 【提出・問い合わせ】

下記、本会事務局へ提出ください。皆様からのご応募をお待ちしております。

一般社団法人 日本義肢装具士協会 事務局

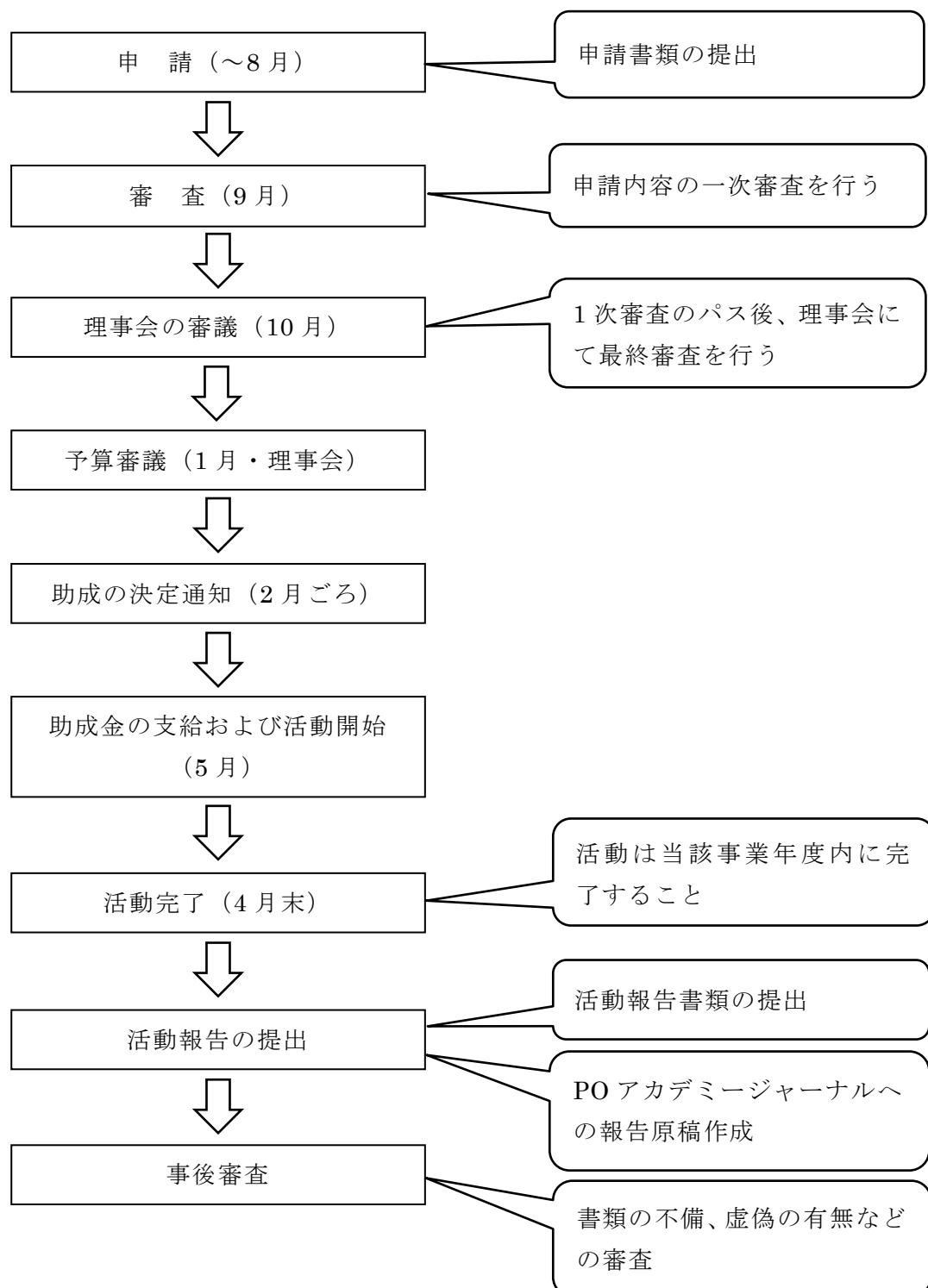
〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 32-7 義肢会館 202

電話 03-5842-5457

E-mail [helopo@abelia.ocn.ne.jp](mailto:helopo@abelia.ocn.ne.jp)

URL <http://www.japo.jp>

## 【助成の流れ】



# 国際支援活動助成制度に関する規定

一般社団法人 日本義肢装具士協会

## (目的)

第1条 日本義肢装具士協会（以下「本協会」という。）は義肢装具士が行う国際支援活動に対して助成金を交付するものとし、本規定において必要な事項を定める。

## (助成の対象)

第2条 助成の対象（以下「対象者」という。）は原則として義肢装具士とする。

## (対象活動)

第3条 開発途上国及び被災国に対して、対象者が主体となって行う国際支援活動とする。

## (助成の条件)

第4条 助成の条件として次の各号を満たすものとする。

- (1) 対象者が主体となる活動であること。
- (2) 営利活動・宗教・政治活動と関連しないこと。
- (3) 対象者は、義肢装具士免許取得後3年以上経過していること。
- (4) 原則として、1対象者に対する助成は1事業年度中に1回とする。事業年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間で、定款に定められている。
- (5) 対象となる活動は、申請の翌事業年度から開始し、同事業年度内に終結すること。

## (助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「経費」という。）は活動に係る次のものとする。

- ア 義肢装具およびその部品の購入費
- イ 国内外における物資輸送費（例：発送費、梱包資材費等）
- ウ 印刷・通信費（文書印刷費、書類等の発送費等）
- エ その他、理事会が必要と認める経費

## (助成金額)

第6条 助成金額の総額は原則として1事業年度あたり50万円を上限とする。

2. 複数の申請者がある場合には、その活動内容を勘案して分割する。

## (助成申請)

第7条 助成を受けようとする対象者は、申請書（様式1）、活動計画・予算書（様式2）および必要に応じて求められる追加資料を提出しなければならない。

## (申請受付期間)

第8条 助成申請の受付期間は原則として毎事業年度8～10月末とする。

2. 緊急を要する場合は、期間外においても協議の上申請を受け付ける。

(助成の確定及び交付)

第9条 申請書等の審査を、国際委員会が行う。審査に合格した場合、理事会の審議を経て、助成金額を確定し、翌年度の予算案に計上し、予算承認が得られ次第支給する。

(活動報告)

第10条 活動が終結したときは、完了日から30日以内もしくは当該事業年度内のいずれか早い期日までに、活動報告書（様式3）、活動実績・決算書（様式4）および必要に応じて求められる追加資料を提出し、国際委員会の審査を受けなければならない。国際委員会は審査結果を理事会に報告する。

2. 助成金額と支出額合計額とに余剰金が生じた場合は、本会に返還するものとする。
3. 活動報告書の提出後2カ月以内に、POアカデミックジャーナルへの報告記事を提出しなければならない。

(助成決定の取り消し)

第11条 理事会は対象者の活動が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 活動を中止または廃止したとき。
- (2) 期限内に事業を遂行する見込みがないとき。
- (3) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成決定を受けたとき。
- (4) 助成申請の内容と事業の実績内容が著しく異なるとき。
- (5) その他、当制度の目的に反する事業運営を行ったとき。

(助成金の返還)

第12条 理事会は前条により助成決定の取り消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

(雑則)

第13条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については理事会が別に定める。

附 則

この規定は平成24年4月1日から施行する。

変 更 :

- 1) 文中の「年度」を、「事業年度」に変更（平成25年6月）
- 2) 第4条(4) 事業年度の説明追加（平成25年6月）
- 3) 第4条(5) 「対象となる活動は申請年度で終結すること」を、「対象となる活動は、申請の翌事業年度から開始し、同事業年度内に終結すること」に変更（平成25年6月）
- 4) 第8条 第1項 「助成申請の受付期間は原則として毎年度4月～6月とする。」を、「助成申請の受付期間は原則として毎事業年度8～10月末とする。」に変更（平成25年6月）
- 5) 本規程を国際委員会規程から協会の規程に移管。これに伴い第5条エ（旧オ）、第11条（旧第13条）、第12条（旧第14条）の国際委員会を理事会に変更（平成29年6月）
- 6) 第2条 助成対象者を「義肢装具士」に変更（平成29年6月）

- 7) 第3条 「人道的観点から」削除（平成29年6月）
- 8) 第5条 旅費（鉄道、航空経費等）を削除（平成29年6月）
- 9) 第7条 申請書などに様式番号を追加（平成29年6月）
- 10) 第9条を削除し、以下繰り上げ（平成29年6月）
- 11) 第9条（旧第11条） 「実績報告書及び必要と認める書類」を「申請書等」に変更（平成29年6月）
- 12) 第12条を削除し、以下繰り上げ（平成29年6月）